

大分県訪問看護提供体制強化事業実施要綱

1 目的

この事業は、訪問看護ステーションが新たに雇用する看護職員の人件費及び育成等に係る経費を支援することにより、訪問看護事業者のサービス提供体制の強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

訪問看護ステーションの規模拡大のために人員体制等の整備を行う大分県内における訪問看護ステーションの設置者（以下「訪問看護ステーション」という。）とする。ただし、有料老人ホームに併設している事業所など、特定の施設のみを対象とする訪問看護ステーションは対象外とする。

なお、訪問看護サービスの提供体制が不十分な地域（機能強化型訪問看護ステーション未設置地域）に事業所を置く訪問看護ステーションを優先して事業を実施する。また、機能強化型訪問看護ステーション設置地域においては、未設置地域に訪問看護サービスの提供を行う事業者のみ対象とする。

3 事業内容

訪問看護ステーションが以下の取組を行う場合に、対象経費に対し助成を行う。

(1) 訪問看護未経験の新規看護職員の雇用

- ① 新規雇用職員の育成期間（採用から3ヶ月）に係る人件費（給与、社会保険料）を補助する。なお、新規雇用には、同一法人の他の事業所からの移動も含むが、欠員補充は認めない。
- ② 雇用形態（常勤・非常勤）は問わないが、当該訪問看護ステーションに専従して勤務すること。ただし、1事業者あたり2名以内とする。

(2) 新規看護職員の研修計画（採用から3ヶ月の育成期間に係るもの）の作成及び計画に則った育成

- ① 新規看護職員が受講した研修費を補助事業者が負担した場合、補助対象とする。

なお、新規看護職員の研修計画の作成及び育成に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 研修計画は、訪問看護未経験者が訪問看護の特徴と重要性について理解をし、基礎的な能力を段階的に習得することができるものとする。

イ 外部研修や地域の関係機関との勉強会等の受講機会を積極的に提供すること。

ウ 新規雇用職員が、業務上や就業を続けるうえでの不明な点や不安等について、日頃から相談できる環境を整えること。

エ 訪問看護経験豊富な指導力のある看護職を、指導者としてあてること。

4 補助事業者等

補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

5 提出書類

（1）事業実施者は、事業計画認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に認定の申請を行うものとする。

ア 事業計画書（別紙1）

イ 誓約書（別紙2）

ウ その他知事が必要と認める書類

（2）知事は、事業の内容を審査し、適当と認めるときは事業の認定を行い、事業認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

6 補助額の算定方法等

補助対象経費及び補助率等については、別に定める大分県訪問看護提供体制強化事業費補助金交付要綱に定めるものとする。

（附 則）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

年度大分県訪問看護提供体制強化事業計画認定申請書

第 年 月 日
第 年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名

年度大分県訪問看護提供体制強化事業計画について、下記のとおり作成したので認定されるよう、大分県訪問看護提供体制強化事業実施要綱5(1)の規定により申請します。

記

添付書類 事業計画書(別紙1)
誓約書(別紙2)
その他参考となる書類

第2号様式

(公印省略)

年度大分県訪問看護提供体制強化事業計画認定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で認定申請のあった
年度大分県訪問看護提供体制強化事業計画について、事業計画書のとおり認定
したので、大分県訪問看護提供体制強化事業実施要綱5(2)の規定により通
知します。